

## 第13期 定時株主総会

# 招集ご通知

**開催日時** 2024年6月26日（水曜日）午後6時  
受付開始：午後5時30分

**開催場所** 東京都品川区北品川五丁目5番15号  
大崎ブライトコア 3階  
大崎ブライトコアホール

**第1号議案** 資本金及び資本準備金の額の減少の件  
**第2号議案** 定款一部変更の件  
**第3号議案** 取締役5名選任の件

### 目次

第13期定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	5
連結計算書類	24
計算書類	27
監査報告	30
株主総会参考書類	36

株主各位

証券コード 4256  
(発送日) 2024年6月10日  
(電子提供措置の開始日) 2024年6月4日  
東京都品川区西五反田一丁目25番1号

**株式会社サインド**  
代表取締役社長 奥脇 隆司

## 第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。



当社ウェブサイト <https://cynd.co.jp/ir/>

(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式基本情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「サインド」又は「コード」に当社証券コード「4256」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後記の議決権行使についてのご案内に従って、2024年6月25日（火曜日）午後7時までにご議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

<b>1 日 時</b>	2024年6月26日（水曜日）午後6時（受付開始：午後5時30分）
<b>2 場 所</b>	東京都品川区北品川五丁目5番15号 大崎ブライトコア 3階 大崎ブライトコアホール (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
<b>3 目的事項</b>	<p><b>報告事項</b></p> <p>1. 第13期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第13期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件</p> <p><b>決議事項</b></p> <p>第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件</p> <p>第2号議案 定款一部変更の件</p> <p>第3号議案 取締役5名選任の件</p>

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
  - ① 連結計算書類の「連結注記表」
  - ② 計算書類の「個別注記表」
 従いまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年6月26日(水曜日)  
午後6時(受付開始:午後5時30分)



### 書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年6月25日(火曜日)  
午後7時到着分まで



### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月25日(火曜日)  
午後7時入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサイト  
ログインQRコード

見本

○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1、2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

#### 第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を  
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、  
反対する候補者の番号を  
ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

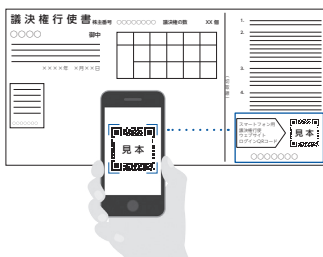
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

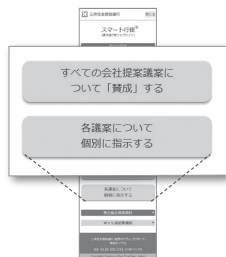
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

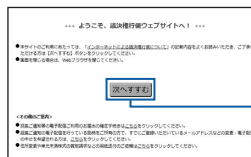
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

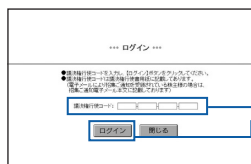
## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

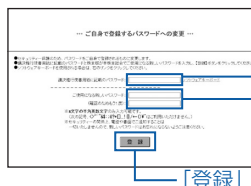
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

# 事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

## 1 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の第5類移行後、各種政策の効果もあり、雇用・所得環境が改善する中、個人消費が緩やかに持ち直していましたが、消費動向指数において一部足踏みがみられております。また、更なるインフレの進行や中国の景気減速に伴う輸出産業の停滞、能登半島地震の発生など引き続き厳しい景況感で推移致しました。理美容業界におきましては、ハレの日需要など徐々にコロナ禍前の状態に戻ってきており、来店客数の増加や顧客単価の上昇など、緩やかではありますが回復基調が続いております。

このような環境の中、当社グループは、「インターネットを通じて、心のつながりを提供する」というミッションのもと、理美容店舗に対して、店舗とお客様のつながりをサポートする、クラウド型予約管理システム「BeautyMerit (ビューティーメリット)」及び、複数の理美容店舗の集客サイト及び自社予約エンジンの在庫・料金等を一元管理する予約一元管理システム「かんざし」の提供を通じた事業展開を行ってまいりました。

当連結会計年度においては、当社グループのさらなるシェア拡大に向けて、子会社のパシフィックポーター株式会社と連携して営業活動を推進してまいりました。両社のサービスの特徴を活かし、店舗の規模や業種、お客様のニーズに合わせた提案をすることで、お問合せや既存店舗からのご紹介等も増加しており、契約店舗数も順調に増加しております。

当社では、教育体制や研修制度の見直しを行い営業力の改善を行い、採用も再開し、営業人員の強化に注力いたしました。営業力の強化のため、業務を細分化し役割分担を見直すなどの、獲得スピードの向上に向けた取り組みも進めております。また、全国各地で開催されている理美容業界イベントへのブース出展も継続的に行い、当社サービスの更なる認知拡大の施策も推進いたしました。また、機能面ではLINEミニアプリ上で利用できる機能追加や、ECのキャンペーンコード機能追加やサブスク機能の拡充など、利用店舗のニーズに合わせて機能拡充を進めております。このような取り組みを進めたことで、全国に複数店舗を展開するチェーン店舗への導入件数も増え、当社グループの契約店舗数は17,530店舗となり、順調に増加しております。

また、前連結会計年度末に子会社となったパシフィックポーター株式会社の損益の取込み、のれんの償却が当連結会計年度より発生しております。

この結果、当連結会計年度における売上高は1,952,047千円（前連結会計年度比49.8%増）、営業利益は161,672千円（同55.1%減）、経常利益は153,595千円（同55.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は38,293千円（同83.6%減）となりました。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は6,045千円で、その主なものはPC等の購入によるものであります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却はありません。

## ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第10期 (2021年3月期)	第11期 (2022年3月期)	第12期 (2023年3月期)	第13期 (当連結会計年度) (2024年3月期)
売上高 (千円)	—	—	1,303,191	1,952,047
経常利益 (千円)	—	—	348,546	153,595
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	—	—	233,231	38,293
1株当たり当期純利益 (円)	—	—	40.21	6.60
総資産 (千円)	—	—	5,096,786	4,941,356
純資産 (千円)	—	—	3,157,712	3,196,005
1株当たり純資産 (円)	—	—	544.43	551.04

- (注) 1. 当社では、第12期より連結計算書類を作成しております。  
 2. 第13期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第12期に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

区分	第10期 (2021年3月期)	第11期 (2022年3月期)	第12期 (2023年3月期)	第13期 (当事業年度) (2024年3月期)
売上高 (千円)	799,307	1,089,125	1,303,191	1,492,519
経常利益 (千円)	188,260	274,279	372,080	430,063
当期純利益 (千円)	133,841	182,770	256,765	311,181
1株当たり当期純利益 (円)	26.77	35.00	44.27	53.65
総資産 (千円)	588,608	3,171,147	4,905,733	5,017,403
純資産 (千円)	349,710	2,924,480	3,181,246	3,492,427
1株当たり純資産 (円)	69.94	504.22	548.49	602.14

- (注) 1. 当社は、2021年9月1日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っております。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産、1株当たり当期純利益を算定しております。  
 2. 第11期の期首より、当社は「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を適用しております。



### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
パシフィックポーター株式会社	100,000千円	100%	予約一元管理システム「かんざし」の開発、予約一元管理サービスの提供

#### (4) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主な課題は、以下のとおりです。

##### ①サービスの向上

当社グループが競合優位性を確保しながら継続的に成長するためには、顧客満足度の向上に加えて、提供するサービスの価値を高め、低い解約率を確保することが重要であると認識しております。そのため、当社グループは、サービスの機能追加・機能改善を継続的に実施し、顧客満足度の向上に努めてまいります。

##### ②システムの安定稼働と強化

当社グループのサービスは、インターネット技術を活用して事業を運営していることから、事業運営上、システムの安定稼働が極めて重要であると認識しております。このため、当社グループは顧客の増加、取扱データ容量の拡大に応じたサーバーの増強を含め、システムの安定化のため継続的にシステム強化に取り組んでまいります。

##### ③情報管理体制の強化

当社グループは、多くの個人情報を取っており、情報管理体制を継続的に強化していくことが重要であると考えております。現在も社内規程の厳格な運用、定期的かつ継続的な社内研修の実施、セキュリティシステムの整備等により、情報管理体制の強化徹底を図っておりますが、今後も社内体制や管理方法の強化・整備を行ってまいります。

##### ④組織体制の強化

当社グループは、顧客基盤の拡大、サービスの利便性向上及び新規サービスの開発等により継続的に成長していくため、多岐にわたるバックグラウンドを有する優秀な人材を採用し、組織体制の強化を整備していくことが重要であると考えております。当社グループの理念に共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくためには、積極的な採用活動を行なっていくとともに、従業員が働きやすい環境の整備、人事制度の構築に努めてまいります。

**(5) 主要な事業内容**（2024年3月31日現在）

事業区分	事業内容
理美容ソリューション事業	「Beauty Merit」及び「かんざし」を理美容業界（美容室・ネイルサロン・まつげサロン・エステサロン等）に対してシステムを提供しております。

**(6) 主要な事業所**（2024年3月31日現在）

## ① 当社

本社	東京都品川区
営業所	大阪営業所：大阪府大阪市中央区、福岡営業所：福岡県福岡市中央区、仙台営業所：宮城県仙台市青葉区

(注) 1. 2024年6月3日付で、札幌営業所を開設いたしました。

## ② 子会社

パシフィックポーター株式会社	東京都品川区
----------------	--------

**(7) 従業員の状況**（2024年3月31日現在）

企業集団の使用人の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
104名	1名増

(注) 1. 従業員数は正社員人数であり、契約社員、臨時従業員（派遣社員・アルバイト・パート）は含んでおりません。

**(8) 主要な借入先の状況**（2024年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	1,014,295千円
株式会社三井住友銀行	257,148千円
株式会社日本政策金融公庫	100,000千円

**(9) その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,800,000株
- (3) 株主数 1,649名
- (4) 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
奥脇 隆司	2,180,000	37.59
高橋 直也	1,780,000	30.69
亀井 信吾	350,000	6.03
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	207,500	3.58
池田 英右	150,000	2.59
森 亮太	61,000	1.05
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	58,800	1.01
佐々木 広夢	51,000	0.88
佐藤 啓	47,000	0.81
野村證券株式会社	42,600	0.73

(注) 自己株式は保有しておりません。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

### 3 新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第2回新株予約権	
発行決議日		2020年12月4日	
新株予約権の数		2,000個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権1個につき	10,000株 5株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり (1株当たり)	713円 143円)
権利行使期間		2022年12月5日から 2030年12月3日まで	
行使の条件		(注) 1	
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名
	社外取締役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	2,000個 10,000株 2名
	監査役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名

- (注) 1. 本新株予約権の付与時に当社の取締役及び従業員であった対象者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認められた場合は、この限りではない。
2. 対象者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合にのみ新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認められた場合は、この限りではない。本新株予約権の割当後、権利行使時まで、禁固刑以上の刑に処せられていないことを要する。
3. 対象者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

4. 対象者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
5. 対象者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議で当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨を決定することができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
6. 本新株予約権の行使価額の年間の合計額が金1,200万円を上回らない範囲であること。
7. 対象者は、本件株式の上場日から起算して5年を経過する日までは本新株予約権を行使することができない。

**(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**

該当事項はありません。

## 4 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2024年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	奥 脇 隆 司	パシフィックポーター株式会社 取締役
代表取締役副社長	高 橋 直 也	管理部長
取締役	亀 井 信 吾	開発部長
取締役	菅 野 隆	
取締役	峰 崎 揚 右	株式会社パプレア 代表取締役 株式会社セリユール 取締役
常勤監査役	小 山 肇	パシフィックポーター株式会社 監査役
監査役	加 久 田 乾 一	アイピーオー総合研究所株式会社 代表取締役社長 渡辺パイプ株式会社 社外監査役
監査役	桜 井 祐 子	桜井法律事務所所長 株式会社イデア・レコード 社外監査役 株式会社ビジコム 社外監査役 株式会社JPMC 社外取締役

- (注) 1. 取締役 菅野隆及び峰崎揚右は、社外取締役であります。  
2. 監査役 小山肇、加久田乾一及び桜井祐子は、社外監査役であります。  
3. 監査役 加久田乾一は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
4. 監査役 桜井祐子は、弁護士の資格を有しており、法律等に関する相当程度の知見を有しております。  
5. 当社は、社外取締役の菅野隆及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

### (3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金及び訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。当該保険契約の被保険者の範囲は、取締役及び監査役であります。なお、保険料は全額当社が負担しており、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されません。

### (5) 取締役及び監査役の報酬等

#### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、株主総会の決議により役員報酬等の上限額を定めており、その上限額の範囲内で各役員の報酬額を決定いたします。

取締役に支給する報酬等の決定にあたっては、取締役会の委任に基づき、報酬会議で社外取締役も含めた構成員による十分な審議のうえ、報酬制度を含めた具体的な報酬額を決定いたします。報酬制度の改定など全体に関わる事項については、報酬会議にて承認された案を取締役会にて審議・決定しております。報酬会議は、代表取締役社長 奥脇隆司（議長）、代表取締役副社長 高橋直也（管理部長）、取締役 亀井信吾（開発部長）、社外取締役 菅野隆、社外取締役 峰崎揚右の取締役5名と、常勤監査役 小山肇、社外監査役 加久田乾一、社外監査役 桜井祐子の監査役3名により構成されております。

監査役の報酬については監査役の協議にて決定することとしております。

#### ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額については、2019年5月23日開催の株主総会で当社の取締役年間報酬総額の上限は2億円（当該株主総会の終結時点の取締役の員数は2名）と決議されております。当社の取締役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、報酬会議の審議を経て決定しております。報酬会議は、原則として年1回定時株主総会后に開催し、報酬額の妥当性について慎重に検討し判断を行っております。

監査役の報酬限度額については、2019年5月23日開催の株主総会で当社の監査役年間報酬総額の上限は2,000万円（当該株主総会の終結時点の監査役の員数は0名）と決議されており、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査役の協議により決定しております。



### ③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会の委任に基づき、報酬会議にて取締役の個人別の報酬等の内容について十分な審議のうえで決定しております。

当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

### ④ 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（うち社外取締役）	63,300千円 (4,800)	63,300千円 (4,800)	－千円 (－)	－千円 (－)	5名 (2)
監査役（うち社外監査役）	13,080 (13,080)	13,080 (13,080)	－	－	3 (3)
合 計（うち社外役員）	76,380 (17,880)	76,380 (17,880)	－ (－)	－ (－)	8 (5)

## (6) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役峰崎揚右は、株式会社パプレアの代表取締役、株式会社セリユールの取締役であります。各兼職先と当社の間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役小山肇は、パシフィックポーター株式会社の監査役であります。同社は当社の子会社であります。
- ・社外監査役加久田乾一は、アイピーオー総合研究所株式会社の代表取締役社長、渡辺パイプ株式会社の社外監査役であります。各兼職先と当社の間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役桜井祐子は、桜井法律事務所の所長、株式会社イデア・レコードの社外監査役、株式会社ビジコムの社外監査役及び株式会社JPMCの社外取締役であります。各兼職先と当社の間には特別な関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 菅 野 隆	<p>当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席いたしました。</p> <p>主に成長企業に対するアドバイザリー経験及び経営管理等の豊富な経験を持っており、企業経営等の見地から、取締役会において適宜質問し、意見を述べており、社外取締役の求められる役割・責務を十分に果たしております。</p>
取締役 峰 崎 揚 右	<p>当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席いたしました。</p> <p>主に企業経営者であり上場企業を含む複数の企業での役員としての豊富な経営経験や実績を持っており、企業経営等の見地から、取締役会において適宜質問し、意見を述べており、社外取締役の求められる役割・責務を十分に果たしております。</p>
監査役 小 山 肇	<p>当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に、また、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。</p> <p>主に企業経理及び内部監査等豊富な経験を持っており、経営管理等の見地から、取締役会及び監査役会において適宜質問し、意見を述べております。</p>
監査役 加 久 田 乾 一	<p>当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に、また、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。</p> <p>主に公認会計士としての専門的な見地から、取締役会及び監査役会において適宜質問し、意見を述べております。</p>
監査役 桜 井 祐 子	<p>当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回に、また、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。</p> <p>主に弁護士としての専門的な見地から、取締役会及び監査役会において適宜質問し、意見を述べております。</p>

## 5 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,200千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,200千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (5) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項

金融庁が2023年12月26日付で発表した処分の概要

- ① 処分対象  
太陽有限責任監査法人
- ② 処分の内容  
・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3か月（2024年1月1日から同年3月31日まで）

で。ただし、すでに監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。)

- ・業務改善命令（業務管理体制の改善）
- ・処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査業務の一部（監査業務に係る審査）に関することの禁止 3か月（2024年1月1日から同年3月31日まで。）

③ 処分の理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

## 6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 法令・定款及び社会規範を遵守するために、年に1回以上全社員を対象とした教育・指導を行い、周知徹底をする。
- (b) コンプライアンス規程を制定し、リスクコンプライアンス委員会の中でコンプライアンス体制の構築及び維持に努める。
- (c) コンプライアンスに関する教育及び研修は年に1回以上開催し、コンプライアンスに対する意識の向上と周知徹底を図るものとする。
- (d) 当社及び当社グループ内における法令遵守上疑義がある行為について、使用人が直接通報を行う手段を確保するための内部通報制度を設け、問題の未然防止と早期発見を図るものとする。
- (e) 健全な会社経営のため、反社会的勢力とは関わりを持たない体制を構築する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役の職務の執行に係る情報・文書（電磁的記録も含む）については、文書管理規程に従い適切に保存及び管理を行うものとする。
- (b) 取締役及び監査役が当該情報・文書等の内容を常時閲覧できる体制を確保するものとする。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) リスクの未然防止、極小化のためにリスク管理規程を制定し、各種リスクに対応する組織・責任者を定め管理体制を構築し、当社及び当社グループのリスクを網羅的・総括的に管理を行う。
- (b) リスクコンプライアンス委員会を設置し、リスクに対する対応体制の強化を図るものとする。
- (c) 危機発生時には、対策本部を設置し社内等への適切な情報伝達と危機に対して適切且つ迅速に対処する。
- (d) 取締役・使用人のリスク管理マインド向上のために、勉強会、研修を年に1回以上定期的に実施する。また、必要に応じて内部監査を実施し、日常的リスク管理を徹底する。

④ **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- (a) 当社及び当社グループの取締役・使用人の役割分担、業務分掌、指揮命令関係等を通じ、職務執行の効率性を確保する。
- (b) 取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程等については、法令の改廃、職務の効率化の必要がある場合は随時見直すものとする。
- (c) 取締役会及び経営会議による月次業績等のレビューと改善策の実施を行う。また、取締役会及び経営会議は、定期的に毎月1回開催するほかに、必要に応じて臨時でも開催する。

⑤ **当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- (a) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制  
子会社の業務に関する重要な情報については、報告責任のある取締役が定期的又は適時に報告して、取締役会において情報共有ならびに協議を行う。
- (b) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社は、子会社を管理する主管部門を「関係会社管理規程」において管理部と定め、子会社の事業運営に関する重要な事項について、管理部は子会社から適時に報告を受ける。また、当社及び当社の子会社のリスク管理について定める「リスク管理規程」を策定し、同規程に従い、子会社を含めたリスクを統括的に管理する。
- (c) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の管理を行う。
- (d) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
内部監査担当者は、当社及び当社の子会社の内部監査を実施し、業務の適正性を監査する。内部監査の結果は、取締役及び監査役に報告する。

⑥ **監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項**

- (a) 監査役が十全の監査を行うために補助使用人の求めにより、取締役会は補助使用人を設置するかどうか、人数、報酬、地位（専属か兼業か）について決議するものとする。
- (b) この補助使用人の異動及び人事評価には監査役の同意を必要とする。
- (c) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助使用人は、その命令に関して取締役等の指揮命令を受けないものとする。

**⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- (a) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務執行状況を把握するため、取締役会のほか重要な会議及び希望する任意の会議に出席、又は取締役及び使用人から業務執行状況の報告を求めることができ、取締役及び使用人は、これに応じて速やかに報告する。
- (b) 当社及び当社グループの取締役又は使用人は、法定の事項に加え以下に定める事項について、発見次第速やかに監査役に対して報告を行う。
  - イ. 会社の信用を大きく低下させたもの、又はその恐れのあるもの
  - ロ. 会社の業績に大きく影響を与えたもの、又はその恐れのあるもの
- (c) 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを保障する。
- (d) 内部監査実施状況、コンプライアンス違反に関する通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。

**⑧ その他監査役の実効的に行われることを確保するための体制**

- (a) 監査の実施にあたり監査役が必要と認める場合における弁護士、公認会計士等の外部専門家と連携し、監査業務に関する助言を受ける機会を保証する。
- (b) 監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。

**⑨ 監査役職務執行について発生する費用等の処理に係わる方針**

監査役職務の執行について発生する費用の前払の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用等の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行える体制とする。

**⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制**

- (a) 財務報告の信頼性を確保するため、代表取締役社長を筆頭として、全社的な統制活動及び各業務プロセスレベルの統制活動を整備し、その運用体制を構築する。
- (b) 財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程等の適切な整備及び運用を行う。
- (c) 財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視・評価し、不備があれば、必要な改善・是正を行うとともに、関係法令との適合性を確保する。
- (d) 財務報告に係る内部統制の評価担当者は、当社及び当社グループの財務報告に係る内部統制について適時に監査を行い、是正や改善の必要があるときには、被監査部署に是正・改善を求め、被監査部署は速やかにその対策を講ずる。

## ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (a) 当社及び当社グループは、反社会的勢力対応規程及び反社会的勢力調査マニュアルにおいて、反社会的勢力による被害の防止並びに反社会的勢力の排除について規定し、全取締役・使用人へ周知徹底するものとする。
- (b) 反社会的勢力排除に向けて、不当要求がなされた場合の対応基本方針、対応責任部署、対応措置、報告・届出体制等を定めた反社会的勢力対応規程及び反社会的勢力対応マニュアルを制定し、事案発生時に速やかに対処できる体制を整備する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

### ① 取締役の職務の執行について

取締役会を19回開催し、取締役及び監査役の出席の下、議案の決議や報告、また重要な経営戦略等の事項を協議しております。

### ② 監査役の職務の執行について

監査役会を14回開催した他、監査役会で定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役との情報交換や、内部監査担当者、会計監査人を含めた三様監査等を実施しております。

### ③ コンプライアンスについて

- (a) コンプライアンス規程やマニュアルを定め、入社時だけでなく入社後も適宜研修を実施し、コンプライアンス意識の向上に努めております。
- (b) 内部通報規程を定め、社内だけでなく顧問弁護士事務所への外部窓口も設定し、全社員に周知をしております。

### ④ 内部監査について

内部監査担当者が内部監査計画に基づき、定期的な内部監査を実施しております。



## 連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,180,046	流 動 負 債	541,269
現金及び預金	2,006,253	買掛金	4,051
売掛金	140,516	1年内返済予定の 長期借入金	217,843
棚卸資産	481	未払金	102,439
その他	33,399	未払法人税等	61,167
貸倒引当金	△604	賞与引当金	18,904
固 定 資 産	2,761,310	その他	136,862
有形固定資産	24,890	固 定 負 債	1,204,081
建物附属設備	18,777	長期借入金	1,153,600
工具、器具及び備品	6,113	繰延税金負債	50,481
無形固定資産	2,611,854	負 債 合 計	1,745,351
ソフトウェア	35,636	(純 資 産 の 部)	
のれん	2,425,884	株 主 資 本	3,196,005
顧客関連資産	150,333	資 本 金	1,197,000
投資その他の資産	124,565	資 本 剰 余 金	1,196,000
敷金及び保証金	106,836	利 益 剰 余 金	803,005
繰延税金資産	9,718	純 資 産 合 計	3,196,005
その他	10,187	負 債 純 資 産 合 計	4,941,356
貸倒引当金	△2,177		
資 産 合 計	4,941,356		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	1,952,047
売上原価	488,361
売上総利益	1,463,686
販売費及び一般管理費	1,302,013
営業利益	161,672
営業外収益	
受取利息	19
受取配当金	0
雑収入	16
営業外費用	
支払利息	8,114
経常利益	153,595
税金等調整前当期純利益	153,595
法人税、住民税及び事業税	119,069
法人税等調整額	△3,767
当期純利益	38,293
非支配株主に帰属する当期純利益	-
親会社株主に帰属する当期純利益	38,293

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から)  
(2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株 主 資 本 合 計	
当連結会計年度期首残高	1,197,000	1,196,000	764,712	3,157,712	3,157,712
当連結会計年度変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			38,293	38,293	38,293
当連結会計年度変動額合計	-	-	38,293	38,293	38,293
当連結会計年度末残高	1,197,000	1,196,000	803,005	3,196,005	3,196,005

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,996,189</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>471,375</b>
現金及び預金	1,868,794	1年内返済予定の 長期借入金	217,843
売掛金	102,433	未払金	73,680
棚卸資産	461	未払費用	1,991
前払費用	24,561	未払法人税等	60,158
その他	481	未払消費税等	32,767
貸倒引当金	△542	前受金	8,556
<b>固 定 資 産</b>	<b>3,021,214</b>	預り金	57,338
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>23,717</b>	賞与引当金	18,904
建物附属設備	18,777	その他	133
工具、器具及び備品	4,939	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,053,600</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>3</b>	長期借入金	1,053,600
ソフトウェア	3	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,524,975</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,997,494</b>	<b>(純 資 産 の 部)</b>	
破産更生債権等	2,177	<b>株 主 資 本</b>	<b>3,492,427</b>
敷金及び保証金	106,336	資 本 金	1,197,000
保険積立金	8,000	資 本 剰 余 金	1,196,000
繰延税金資産	9,718	資本準備金	1,196,000
関係会社株式	2,873,428	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>1,099,427</b>
その他	10	その他利益剰余金	1,099,427
貸倒引当金	△2,177	繰越利益剰余金	1,099,427
<b>資 産 合 計</b>	<b>5,017,403</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>3,492,427</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>5,017,403</b>

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	1,492,519
売上原価	258,096
売上総利益	1,234,423
販売費及び一般管理費	796,766
営業利益	437,657
営業外収益	
受取利息	19
受取配当金	0
営業外費用	
支払利息	7,613
経常利益	430,063
税引前当期純利益	430,063
法人税、住民税及び事業税	118,060
法人税等調整額	821
当期純利益	311,181

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株主資本 合 計	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合 計		
				繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	1,197,000	1,196,000	1,196,000	788,246	788,246	3,181,246	3,181,246
当 期 変 動 額							
当 期 純 利 益				311,181	311,181	311,181	311,181
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	311,181	311,181	311,181	311,181
当 期 末 残 高	1,197,000	1,196,000	1,196,000	1,099,427	1,099,427	3,492,427	3,492,427

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

株式会社サインド  
取締役会 御中

### 太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 齋藤 哲 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石田 宏 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サインドの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サインド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

株式会社サインド  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 齋藤 哲 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 石田 宏 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サインドの2023年4月1日から2024年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第13期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。  
また、子会社については、取締役会で定期的に報告を受けるとともに、常勤監査役が子会社の監査役を兼務しており、子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役及び使用人から直接その職務の執行状況や事業報告を受け、企業集団としての情報収集を図りました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月22日

株式会社 サインド 監査役会

常勤監査役 小山 肇 ㊟

社外監査役 加久田 乾 一 ㊟

社外監査役 桜井 祐子 ㊟

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案

## 資本金及び資本準備金の額の減少の件

今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、資本金の額及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

なお、本件は純資産の部の科目間の振替処理であり、当社の純資産額及び発行済株式総数の変動はないため、業績に与える影響はなく、また、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではありません。

### 1. 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

資本金の額1,197,000,000円を1,147,000,000円減少して50,000,000円とし、資本準備金の全額1,196,000,000円を減少して、それぞれの減少額の全額を、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

### 2. 資本金及び資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2024年8月9日

## 1. 提案の理由

定款の一部を次のとおり変更することにつき、ご承認をお願いするものであります。

- (1) 当社の現状の事業内容に即し、目的事項の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条に定める目的につきまして、所要の追加を行うものであります。
- (2) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、現行定款第21条に定める取締役の任期を2年から1年に短縮するとともに、任期調整に関する同条第2項を削除するものであります。
- (3) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会においても決議できるよう、変更案のとおり定款第43条（剰余金の配当及び自己株式の取得等の決定機関）を新設するものであります。併せて、同条と内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）及び現行定款第45条（中間配当）を削除するとともに、基準日等に関する規定を整備するものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1.～7. (条文記載省略)	1.～7. (現行どおり)
《新設》	<u>8.電気通信事業</u>
《新設》	<u>9.電子決済等代行業</u>
《新設》	<u>10.クレジットカード業</u>
《新設》	<u>11.資金移動業及び前払式支払手段の発行業務</u>
《新設》	<u>12.電子決済システムの企画、開発、運用</u>
《新設》	<u>13.電子商取引その他の取引における代金決済サービスの提供</u>
<u>8.前各号に付帯する一切の業務</u>	<u>14.前各号に付帯する一切の業務</u>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p>
<p>(自己の株式の取得)</p>	<p>《削除》</p>
<p>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p>	
<p>第8条～第11条 (条文記載省略)</p>	<p>第7条～第10条 (現行定款第8条～第11条どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>
<p>第12条～第18条 (条文記載省略)</p>	<p>第11条～第17条 (現行定款第12条～第18条どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p>
<p>第19条～第20条 (条文記載省略)</p>	<p>第18条～第19条 (現行定款第19条～第20条どおり)</p>
<p>(取締役の任期)</p>	<p>(取締役の任期)</p>
<p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>②任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>《削除》</p>
<p>第22条～第30条 (条文記載省略)</p>	<p>第21条～第29条 (現行定款第22条～第30条どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p>
<p>第31条～第40条 (条文記載省略)</p>	<p>第30条～第39条 (現行定款第31条～第40条どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>第6章 会計監査人 第41条～第42条 (条文記載省略)</p>	<p>第6章 会計監査人 第40条～第41条 (現行定款第41条～第42条どおり)</p>
<p>第7章 計算 第43条 (条文記載省略)</p>	<p>第7章 計算 第42条 (現行定款第43条どおり)</p>
<p>《新設》</p>	<p>(剰余金の配当及び自己株式の取得等の決定機関)</p>
<p>第44条 (剰余金の配当の基準日) 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p>	<p>第43条 <u>当社は、剰余金の配当及び自己株式の取得等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</u></p>
<p>《新設》</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p>
<p>《新設》</p>	<p>第44条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p>
<p><u>(中間配当)</u></p>	<p>②当社の中間配当の基準日は毎年9月30日とする。</p>
<p>第45条 <u>当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。</u></p>	<p>③前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>
<p>第46条 (条文記載省略)</p>	<p>《削除》</p>
<p>第46条 (条文記載省略)</p>	<p>第45条 (現行定款第46条どおり)</p>



### 第3号議案

## 取締役5名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社の取締役の任期は2年から1年になり、取締役5名全員が本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、社外取締役2名を含む取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	おくわき 奥脇 りゅうじ 隆司	代表取締役社長	再任
2	たかはし 高橋 なおや 直也	代表取締役副社長	再任
3	かめい 亀井 しんご 信吾	取締役	再任
4	かんの 菅野 たかし 隆	社外取締役	再任 社外 独立
5	みねざき 峰崎 ようすけ 揚右	社外取締役	再任 社外

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者  
番号

1

おくわき  
**奥脇**  
りゅうじ  
**隆司**

(1988年8月24日生)

再任

#### 略歴、当社における地位及び担当

- 2011年 4月 比較.com株式会社  
(現 手間いらす株式会社) 入社
- 2011年10月 **当社設立**  
**代表取締役社長 (現在)**
- 2023年 2月 パシフィックポーター株式会社  
取締役 (現在)

**重要な兼職の状況**：パシフィックポーター株式会社 取締役

**所有する当社の株式数**：2,180,000株

**在任年数**：12年9カ月

**取締役会出席状況**：100% (19回/19回中)

#### 取締役候補者とした理由

奥脇隆司氏を取締役候補者とした理由は、同氏は当社創業から代表取締役として指揮を執り、業績向上や東京証券取引所への上場など、当社の企業価値向上に対して多大な功績をあげてまいりました。理美容業界及び経営に関する豊富な経験と幅広い見識は、当社の持続的な成長と企業価値の更なる向上に必要であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。

候補者  
番号

2

たかはし  
高橋 なおや  
直也

(1985年6月4日生)

再任

#### 略歴、当社における地位及び担当

2008年4月 比較.com株式会社  
(現 手間いらす株式会社) 入社  
2011年10月 当社設立 取締役  
2019年9月 当社代表取締役副社長  
2019年10月 当社代表取締役副社長  
兼管理部長 (現任)

重要な兼職の状況：－

所有する当社の株式数：1,780,000株

在任年数：12年9カ月

取締役会出席状況：100% (19回/19回中)

#### 取締役候補者とした理由

高橋直也氏を取締役候補者とした理由は、同氏は当社創業から取締役として指揮を執り、経営戦略の推進や経営体制に関する組織設計など、経営全般機能を担い、当社の事業成長を牽引してまいりました。理美容業界及び当社事業における幅広い見識は、当社の持続的な成長と企業価値の更なる向上に必要であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者  
番号

3

かめい しんご  
亀井 信吾

(1977年4月2日生)

再任

#### 略歴、当社における地位及び担当

2003年 4月 株式会社アド・ホック 入社  
2007年 2月 比較.com株式会社  
(現 手間いらす株式会社) 入社  
2008年11月 株式会社プラスアルファ  
(現 手間いらす株式会社) 入社  
2016年 1月 株式会社Project8  
(現 株式会社 集英社アーツ&デジタル)  
入社  
2019年 8月 当社取締役 開発部門統括  
2023年 5月 当社取締役兼開発部長 (現任)

重要な兼職の状況：－

所有する当社の株式数：350,000株

在任年数：4年11カ月

取締役会出席状況：100% (19回/19回中)

#### 取締役候補者とした理由

亀井信吾氏を取締役候補者とした理由は、同氏はIT業界でのシステム開発、プロジェクト・マネジメント業務をはじめ、多数のプロダクト開発責任者を経験し、当社のプロダクト開発を統括しております。システム開発に関する幅広い見識と経験は、当社のシステム開発における管理・監督を期待できるものであり、当社の持続的な成長と企業価値の更なる向上に必要であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者  
番号

4

かんの  
菅野 たかし  
隆

(1958年11月2日生)

再任

社外

独立

#### 略歴、当社における地位及び担当

1983年4月	マッキンゼー・アンド・カンパニー 入社	2007年12月	ケンコーコム株式会社 (現 Rakuten Direct株式会社) 入社
1991年12月	住友信託銀行株式会社 (現 三井住友信託銀行株式会社) 入行	2011年12月	ケンコーロジコム株式会社 (現 Rakuten Direct Logistics 株式会社) 代表取締役
1996年9月	CSKベンチャーキャピタル 株式会社 入社	2014年10月	株式会社ディスコ 入社
1999年4月	株式会社NTTドコモ 入社	2017年1月	早稲田フロンティアマインド株式会社 入社
2003年2月	マイクロソフトコーポレーション 入社	2019年12月	当社社外取締役 (現任)
2004年5月	株式会社カービュー取締役		
2006年12月	比較.com株式会社 (現 手間いらず株式会社) 入社		

重要な兼職の状況：－

所有する当社の株式数：－

在任年数：4年7カ月

取締役会出席状況：100% (19回/19回中)

#### 社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要

菅野隆氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は上場企業の経営管理に携わる等、長年にわたって培われた企業経営に関する幅広く高度な知見と豊富な経験を有しており、経営の監視や適切な助言をいただくことを期待したため、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者  
番号

5

みねざき ようすけ  
峰崎 揚右

(1973年4月19日生)

再任  
社外

#### 略歴、当社における地位及び担当

1999年4月	日本オラクル株式会社 入社	2011年5月	株式会社リベント 取締役
2001年7月	カーポイント株式会社 (現 株式会社カービュー) 入社	2016年4月	株式会社パプリア設立 代表取締役 (現任)
2005年8月	株式会社インデックス 入社	2020年11月	<b>当社社外取締役 (現任)</b>
2005年9月	ポイントオン株式会社 転籍	2022年9月	株式会社セリユール 取締役 (現任)
2007年9月	比較.com株式会社 (現 手間いらず株式会社) 取締役		
2008年4月	グローバルトラベルオンライン 株式会社 (現 手間いらず株式会社) 取締役		

**重要な兼職の状況：**株式会社パプリア 代表取締役 株式会社セリユール 取締役

**所有する当社の株式数：** -

**在任年数：** 3年8カ月

**取締役会出席状況：** 100% (19回/19回中)

#### 社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要

峰崎揚右氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は企業経営者であり、上場企業を含む複数の企業での役員としての豊富な経営経験や実績、広範な人脈に基づいた知見を有しており、当社の経営に対して有益なご意見やご指導をいただくことを期待したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 菅野隆氏及び峰崎揚右氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、菅野隆氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 当社は、菅野隆氏及び峰崎揚右氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、両氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約によって填補することとしております。なお、保険料は全額当社が負担しており、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されません。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

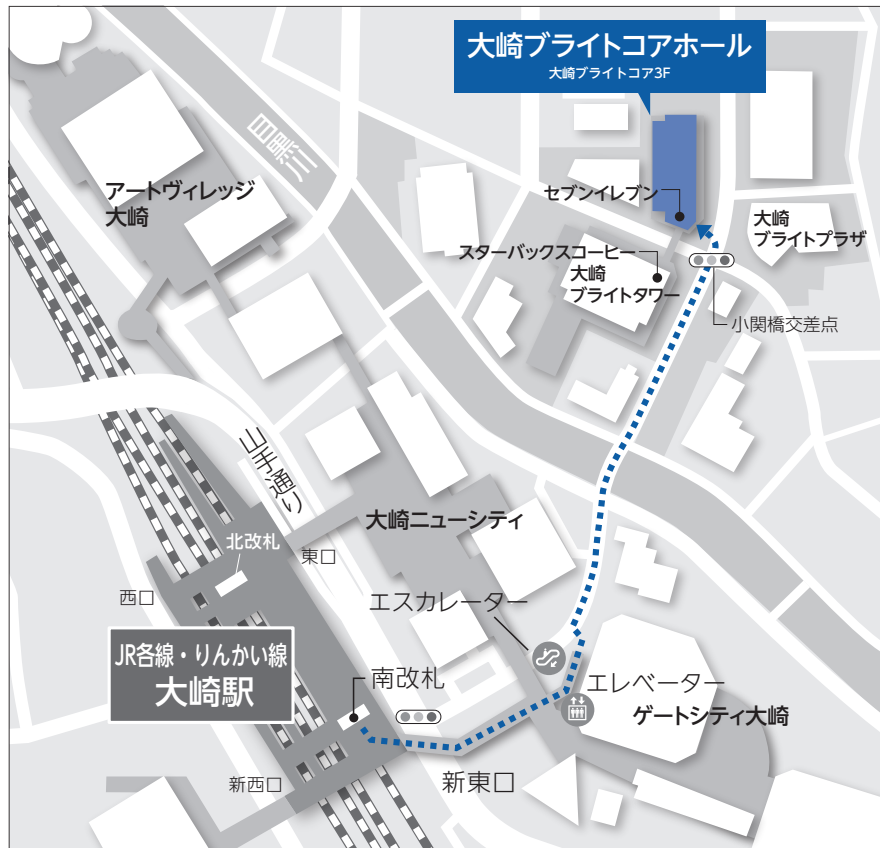
以上

## 株主総会会場ご案内図

会場

大崎ブライトコア 3階 大崎ブライトコアホール  
東京都品川区北品川五丁目5番15号 TEL 03-5447-7130

※会場手前にある大崎ブライトタワーとお間違えないようご注意ください。



交通

J R 山手線・埼京線・湘南新宿ライン  
・りんかい線 大崎駅

南改札口より新東口へ進み徒歩約8分